

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岩倉市企業立地の促進等に関する条例	H27.12 H28.12 改正	<p>工場等新設奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場等を新設すること。 新設する工場等の床面積が 1,000 平方メートルを超えるものであること。 新設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと。 <p>工場等増設奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場等を増設すること、又は建替えること。 増設する工場等の床面積が 500 平方メートルを超えるものであること。 増設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと。 <p><その他共通項目></p> <ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産総額が5億円以上であること。(中小企業者にあつては、5,000 万円以上であること。) 過去3年間に市税等を滞納していないこと。 岩倉市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。 	<p>工場等新設奨励金</p> <p>操業開始日以後に、当該工場等に係る固定資産税及び都市計画税の課税初年度から3年間における工場等の新設に係る目的で取得した土地、工場等の新設に係る家屋及び償却資産の各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額</p> <p>工場等増設奨励金</p> <p>操業開始日以後に、当該工場等に係る固定資産税及び都市計画税の課税初年度から3年間における工場等の増設に係る目的で取得した土地、工場等の増設に係る家屋の各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額</p>
		<p>雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場等新設奨励金又は工場等増設奨励金の交付に係る奨励措置に認定を受けていること。 工場等の操業開始に伴い新たに当該工場等で雇用される者のうち、工場等の新設又は増設の日の1年前から起算し 	<p>雇用促進奨励金</p> <p>新規雇用従業者の数に 20 万円を乗じて得た額</p> <p>ただし、当該額が 200 万円を超えるときは200万円</p>

		て2年の間に雇用され、かつ、当該雇用された日から雇用促進奨励金の交付申請の時までの間、引き続き本市に居住し、1年以上雇用されているものを1人以上有すること。	
--	--	--	--